

令和3年1月5日(火曜日)



(発信者)  
野々市市 市民協働課 広報広聴係  
電話番号 076-227-6056  
FAX 番号 076-227-6259  
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp  
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した  
中小事業者等が所有する事業用資産に係る令和3年度固定資産税・都市計画税の減免

令和2年2月から同年10月までの連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間に比べて30%以上減少している中小企業等を対象に、令和3年度の固定資産税・都市計画税を軽減します。国の制度では、償却資産及び事業用の建物のみが対象ですが、本市では事業用の土地も含めて減免の対象とします。

- 対象となる中小企業等の条件(詳細は中小企業庁ホームページでご確認ください。)
  - ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下であること。
  - ・資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員 1,000 人以下であること。
  - ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
  - ・大企業の子会社等ではないこと。
- 申請の手順【**税務課への申請の前に、税理士等からの証明が必要です**】
  - 1 税理士、金融機関、公認会計士、商工会及び農協等(以下税理士等という)に新型コロナウイルス感染症拡大の影響で事業収入が30%以上減少していること及び対象となる中小企業等であることを「野々市市申請様式(※)」に証明してもらう。
  - 2 1の様式に必要事項を記入し、次の①及び②の書類を添付のうえ、税務課へ申請する。
    - ①令和2年2月～10月の連続する3か月間の事業収入が、どれだけ減少したかが分かる資料の写し
    - ②対象建物における事業専用割合がわかる書類(青色申告決算書の写し等)

(※)「野々市市申請様式」は市ホームページに掲載しています。また、税務課の窓口にも準備しています。
- 申請の期限  
令和3年2月1日(月)まで(やむを得ず申請が遅れる場合には、税務課へご相談ください。)  
なお、申請後に資産の内容に変更があった場合は、税理士等に確認を受けたうえで再申請してください。

## お問い合わせ先

税務課 資産税係:井沢 恵 TEL:227-6037